

1 【参考様式1】学則居宅介護職員初任者等養成研修学則

参考様式1（要領第2条及び第5条関係）

居宅介護職員初任者等養成研修学則

研修事業者概要	事業者名	公益社団法人 長寿社会文化協会
	代表者職氏名	会長 藤井 威
	資本金	なし
	主たる事務所の所在地	沖縄県石垣市浜崎町 2-2-8
	研修事業を実施する事業所の所在地	沖縄県石垣市浜崎町 2-2-8
	委託事業者 (委託を行う場合のみ)	委託は行わない。
	問い合わせ先	東京 03-5405-1501 沖縄 0980-88-6075 (担当者 當山 房子)
研修内容概要	開講の目的	介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わる者が業務を遂行する上で求められる専門的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。 介護保険に対応する介護職員に限らず、NPO 法人などによる高齢者・障害者(児)の生活支援に携わるボランティア協力員の養成と資的向上を図るために開催するものとする。
	研修の名称	WAC 沖縄 居宅介護職員初任者研修
	課程及び講義の方法	居宅介護職員初任者研修課程 講義及び通信による添削
	使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト (全3巻) 出版社 一般社団法人 長寿社会開発センター
	受講資格	沖縄県石垣市近郊在住、在勤 (八重山諸島) で通学可能な者
	受講定員	20 人
	募集期間	平成 26 年 9 月 20 日～平成 26 年 10 月 17 日
	研修期間	平成 26 年 10 月 18 日～平成 26 年 12 月 21 日

1 【参考様式1】学則居宅介護職員初任者等養成研修学則

研修内容概要	研修カリキュラム及び講師	別表第1(要綱第4条関係) 沖縄県居宅介護職員初任者研修等養成研修カリキュラムのとおりとする。 講師 別紙 様式第3号(要領第5条関係) 居宅介護職員初任者研修等養成研修事業講師一覧表による。
	研修実施場所(講義)	沖縄県石垣市浜崎町 2-2-8 有限会社 福祉ネットワーク・やえやま 認知症対応型共同生活介護事業所 あかゆら 多目的ホール 研修室
	研修実施場所(演習)	沖縄県石垣市浜崎町 2-2-8 有限会社 福祉ネットワーク・やえやま 認知症対応型共同生活介護事業所 あかゆら 多目的ホール 研修室
	実習施設(事業所)	沖縄県石垣市浜崎町 2-2-8 有限会社 福祉ネットワーク・やえやま ディサービスセンター あかゆら
	免除科目の規程	研修科目の免除についてはこれを認めない。
	研修修了の認定方法	カリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められたものに対して行う。 1)9. ころとからだのしくみと生活支援技術の項目(6)～(14)についてABCの3区分で評価を行いA・Bは一定レベルに達していると判断し、Cは技術が不十分としA・Bのレベルになるまで指導する。 A 基本的な介護(介助)が的確にできる。 B 基本的な介護(介助)がおおむねできる。 C 基本的な介護(介助)の技術が不十分でほとんどできない。 2. 全科目の修了時に1時間の筆記試験(評価基準は70点以上)により行う。評価基準に満たない場合には、必要に応じて補習等を行い、基準に達成するまで再評価を行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験を行う。 添削問題を5回提出期限までに提出することとする。ただし合格点(評価基準は70点以上)に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。
	補講の実施方法 (補講にかかる費用等の取扱い)	研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う事により当該科目を修了したものとみなす。ただし補講にかかる受講料は1科目につき3,240円(税込)を受講者の負担とする。なお科目「ころとからだのしくみと生活支援技術」の演習については5,400円(税込)を受講者の負担とする。

1 【参考様式1】学則居宅介護職員初任者等養成研修学則

	他事業者での補講 (必要な場合のみ)	無
	損害賠償規程	あいおいニッセイ同和損保 賠償責任保険 支払限度額(2億円)に加入。 事故発生の場合は賠償責任保険にて補償する。
受講申込手続き概要	受講申込方法	1) 当団体指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日まで申し込む。 ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。 2) 書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛に通知する。 3) 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料を納入する。 4) 受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。
	研修受講料 (テキスト代及び消費税含む)	受講料 98,000円(税込) テキスト料 6,995円(税込)
	受講料補助制度	雇用保険の一般保険者・母子家庭の母・父子家庭の父に対して研修受講料の20%が教育訓練として支給(研修修了後本人が申請)
	解約規程	受講料納入後、開講前(研修開始前日まで)に解約の申し出があった場合は、手数料(1,080円)を差し引き返金する。その他はこの限りではない。
	沖縄県への報告	研修修了後1か月以内に「居宅介護職員初任者等養成研修事業実績報告書(様式第16号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に報告する。 (1) 居宅介護職員初任者研修等養成研修修了者名簿(様式第17号) (2) 居宅介護職員初任者研修等養成研修受講者出席簿写し (3) 居宅介護職員初任者研修等養成研修施設(事業所)実習修了証明書(様式第18号) (4) 研修事業に係る収支決算書
その他研修受講に関する規程	研修の受講に関して、受講申込受付時又は研修開始日の開校式までに本人の確認を行う。本人確認方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。 ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ② 住民基本台帳カードの提示 ③ 在留カードの提示 ④ 健康保険書の提示 ⑤ 運転免許書の提示 ⑥ パスポートの提示 ⑦ 年金手帳の提示 ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等	